

平成31年第2回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年2月7日(木) 13時29分から14時07分

2. 開催場所 香美市役所3階会議室

3. 出席委員 (19名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理	3番	公文 久郎	5番	森安 正	
委員	1番	三谷 富重	2番	大岸 高晴	4番 三木 克司
	6番	水田 義郎	7番	上島 陽子	8番 岡田 修一
	9番	村田 正博	10番	宗石 和彦	11番 横山 実男
	12番	西岡 久	13番	堤 昭雄	14番 西村 広幸
	15番	小松 和啓	16番	門脇 節夫	17番 山崎 彰
	18番	小松 源一			

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第4号	非農地証明願いについて
	第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第6号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第7号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西木 恭久
事務次長	和田 小百合
農地主幹	公文 正志
農地主事	久保井 祥太
農地係長	松浦 誠

7. 会議の概要

議

長

開会(13時29分)

皆さんこんにちは。定刻よりちょっと早いですけど、委員さん全員お揃いですので、すいません、只今より開会したいと思います。立春も過ぎまして、非常に暖かい日が続いております。また明日辺りから急激に寒くなるというふうなことも聞いておりますが、それぞれ皆さん方体調管理が大変だと思いますが、十分に気をつけられまして風邪など引かないようにですね、過ごして頂きたいというふうに思ってます。段々暖かくなりますので、農作業等にもこれから大変忙しい時期になるわけですが、よろしく願いをしたいと思います。

先般の資料の中にですね、新聞の切り抜き2部入っておったと思いますけれども、皆さん方それぞれ農業新聞取って頂いておりますので、お目通したことと思っておりますけれども、香美市におかれましてはですね、2つの、この紹介を頂

きました。有り難いことだというふうに思っています。これからも皆さん方にいろいろご協力を頂いてですね、ご無理なお願いをすることがあるかもわかりませんが、よろしくお願いをしたいと思えます。

それでは本日の会を進めていきたいと思えますのでよろしくお願いを致します。

それでは議題に沿いましてですね、平成31年の第2回目の会を進めていきたいと思えますのでよろしくお願いをしたいと思えます。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いをしたいと思えますが、すいません、本日の議事録署名につきましては小松和啓君と門脇節夫君にお願いをしたいと思えますのでよろしくお願いを致します。それでは議案第1号、すいません、よろしくお願いを致します。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町影山字カヂヤシキ283番4、地目は畑、面積は181㎡、外7筆、計8筆で合計2,803㎡、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は7,232㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、資料は1で10a当り71,352円で総額200,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字東ノ町275番1、地目は田、面積は903㎡、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は9,088㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は2で10a当り800,000円で総額722,400円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字栖谷308番、地目は田、面積は24㎡、外1筆、計2筆で合計60㎡、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は17,894㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は3で10a当り833,333円で総額50,000円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町太郎丸字北屋式120番、地目は田、面積は373㎡、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は9,919㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は4で10a当り643,432円で総額240,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長

はい、以上有難うございました。それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての質疑を行いたいと思えますので、ご質問のある方は挙手をお願いをします。格段問題有りませんか。ご質問有りませんか。

質問が無いようですので議案第1号について、ただ今より賛否を聞きたいと思えますが、無かったらですね、議案第1号農地法第3条による許可申請についての賛成の方の挙手をお願いをしたいと思えます。

-----全員 挙手-----

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の説明をお願いします。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明をします。

1番、申請地は物部町安丸字大邸2126番、地目は畑、面積は29㎡の内16㎡、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、転用目的は納骨堂1基、建築延面積は16㎡、申請事由は自宅の近くで管理のしやすい申請地へ移転するものです。農地区分は第2種農地（その他）、資料は5、調査員は公文委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種のうちのいずれも要件にも該当しない農地であるためその他2種農地であると判断されます。

以上です。

議長 すいません、調査員公文委員さん、すいません、説明をお願いします。

委員（3番） 申請番号1の所在地をまず最初に説明致します。資料の5-1を開けて下さい。この下段が航空写真になっておりますが、これを見れば分かると思います。左側が県道久保大宮線、安丸と五王堂のちょうど中間あたりの大屋敷というところ。しるしがあるところが申請地であって、その右側で見えますのが、申請人のXXXXXXさんの家があります。それから次を開けてもらったら資料の5-2のところに図面がありますが、このような形で設置するということでした。周辺はXXXXXXさんと、それから隣接地に他の物もありますが、それは全て同意書を貰っておるということです。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思っております。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請につきましてご質問があれば受けたいと思っておりますが、何か有りませんか。格段質疑が無いようですので採決に入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

———異 疑 な し ———

議長 それでは議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手 ———

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第3号農地法第5条による許可申請について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田字久保屋敷1849番6、地目は畑、面積は2,013㎡、譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、転用目的は太陽光発電、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は6、農地区分は第2種農地（その他）、調査員は西村委員です。

農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他2種農地であると判断されます。以上です。

議長 はい、補足説明を西村委員お願いします。

委員（14番） この案件は去年10月に一旦太陽光のパネルのやつで申請が有りまして、平面図と航空写真のやつのちよつと線が切り図と現地とずれてまして、それと申

請地のところに墓地があるということで、墓地があったら分筆をせんといかんということになりまして、その墓地と出入りの通路と分筆して、面積も若干、去年の10月の申請の時より、全筆測量しましたので、面積もちょっと増えてます。ちょっと地番も新たに変わってます。この土地は北の、資料6-1の3と2、矢印3と2のところに北に影がびゅーと長うなってますけど、その下に山田堰の上井川が流れてます。その土を上げて畑にしてあるもんで、もう砂利ばっかりの土地でなかなか作物を作るにも苦勞してるところです。右側なんかはもう果樹なんかを植えてますけど、この人は初めちょっとやってみましたけど、なかなかえい作にならんということで有効活用が出来んということで太陽光パネルをするといことで売買に至りましたので。近隣には迷惑も掛けないと思いますので。以上です。

議 長 はい、以上説明が有りましたのでただ今より、質疑を行いたいと思いますが、議案第3号について何かご質問は有りませんか。
格段反対はないがやね。周辺からは。

委員 (14 番) 今のところ何も全然。

議 長 太陽光については、ちょっと前に中組で結構大きなのをやるということになってましたけども。近隣の反対があつてですね、止まりましたけど、まあそういう経過もありますので。太陽光についてはですね、十分に協議をしちよかなあいかんというふうに思いますが、格段反対も無ければ、何の運動もないというふうに思いますので。場所も場所で、南側の家とはかなり接近をしちゅうように思うけれども、パネルを並べる段階についてはいっぱいまでは出てこんろうきよね、それなりの空間があると思えますし、あと、草の管理をどういうふうにされるのか、XXXXXXXXXXの人ですのすぐに来てすつとどうこうということにもならんかと思えますけど、十分に後々ですね、注意をしながら見守っていかなあいかんじゃないろうかというふうに思います。
質疑は格段有りませんか。格段ないようでしたら採決に入りたいと思えますが、ご異議ございませんか。

----- 異 疑 な し -----

議 長 はい、それでは議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について賛成の方、挙手をお願いします。

----- 全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第4号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号非農地証明願いについて説明致します。
1番、申請地は土佐山田町佐古薮字西ノヤシキ426番1、地目は田、面積は204㎡、外3筆、計4筆で合計543㎡、利用状況は駐車場、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、非農地化した理由は、平成2年3月からXXXXXXXXXXの駐車場として利用し、現在に至っております。調査員は大倉推進委員で資料は7です。

2番、申請地は香北町五百蔵字竹内ヤシキ1514番、地目は畑、農振区分は農用地、面積は79㎡、利用状況は進入路、庭、駐車場、申請人はXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、所有者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、非農地化した理由は、昭和34年に隣接地の1513番地へ住宅を建築、以後その住宅への進入路及び庭兼駐車場として利用し、現在に

至っております。調査員は門脇委員で資料は8になります。

3番、申請地は香北町萩野字宮ノ前2692番、地目は畑、農振区分は農用地、面積は176㎡、利用状況は耕作放棄により、竹林化、申請人、
、
、所有者、
、
、非農地化した理由は、昭和37年頃に耕作不便により耕作放棄、その後竹林化して現在に至ります。調査員は小松委員で資料は9です。

以上です。

議 長 以上説明が終わりましたが、調査員大介くんより順次説明をお願いしたいと思えます。

推進委員 (6番) 資料7の写真を見て頂いたらわかりますけど、平成2年の3月からの駐車場として現在に至っております。駐車場の中には喫茶店もプレハブで建っている現状です。以上です。

議 長 はい、門脇委員、すみません。

委員 (16番) 説明をします。資料8-1と2と見て頂きたいと思えます。場所は佐岡から行っている日ノ御子線の五百蔵地区で五百蔵より少し西に下がった集落がある地区ですが、さんの宅地は①の矢印の所で後は山で、その災害で、道とまた車等が入るようにしまして現在は駐車場になっております。このお家の方を売買するようですので、その売買に畑が有ると都合が悪いということで非農地にして、宅地として申請をし、売買をしたいということです。今まで畑も税務上は宅地として税を徴収されてるようです。いつからそうなるかはわかりませんが、宅地の一部として現在駐車場等になってますので、問題は無いと思われまますので判を押しました。以上です。

議 長 はい、すみません、続いて小松さん、すみません。

委員 (15番) それでは資料9-1を見て下さい。場所は香北町の岩改川から野市龍河洞線に抜ける国道の岩改川に沿った支流の一部です。支流に沿った細長い農地です。最後のページを見て頂いたら図面に載っておりますけど。煤竹が生えて畑らしい現状の状態はないです。藪になってます。上段は柚子園がありまして管理されております。別に問題は無いと思われまます。大雨が降った時に溢れて、ちょっと水が上がるようなこともあったようですので、農地としてはあまり適したところではないと思われまます。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、議案第4号非農地証明願いについての質疑を行いたいと思えますが、何かご質問は有りませんか。
公文君、この1番はよ、もう駐車場になってもう長いよね。結局、こんな場合には今度、駐車場に出てきますか、そのまま何にもなしに駐車場ということで、変わるやったら、始末書案件じゃない。

事務局 そうですね、非農地になった場合には除外、農振農用地であれば除外申請は必要になってきます。

議 長 ここ違うか。農用地。でも昔々駐車場になる前は田んぼよね、あの辺は。

事務局 そうですね。

推進委員 (6番) 現状ではね、もし、借主があればやったら、返してくれて言うたら田にして返すって言ってます。

議長 今まで仮に農地やってよね、駐車場になって、ああいう状況になった時に何の指導もなかったらうかね。
現状はわかりますよ、現状はわかるけれども、今までの過程の中に何か指導があってもおかしくはないと思うけど。何もなかったんか。

推進委員(6番)議長 たぶん、この土地はですね、親父さんが農業委員会におりましたらう。
親父さん、地主さん。

推進委員(6番)議長 ■■■さんのお父さんが農業委員会の局長してました。前に。

現況はよくわかります。わかりますし、駐車場になっちゅうところもわかります。ただ私の言うのはですね、こういう状況になって、それまでの間、平成2年3月からと書いてますよね。駐車場になって、駐車場にそのままなった時に何の指導も無かったかなあというそういう思いです。こういう進め方をしていけばよね、何ら近隣に問題が無かったら駐車場どこにでもできますよという言い方をしたらいかんかもわからんけど、そういうふうな案件になってくると、やっぱりそれまでに農業委員さん、それぞれの地域の委員さんですね、注意をしながら、ここ駐車場になりゆうがおかしゅうないらうかというふうな判断もあっても良かったんじゃないらうかという思いを持ってですね、私がちょっと質問をしただけです。

皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思いますが、有りませんか。

現況を見ればこういう状況ですので、駐車場の利用ということになったらですね、駐車場の利用されておるということで問題ないというふうに判断をすればですね、仕方ないかなあというふうな思いもしますが。

議案第4号についての質疑が無ければですね、採決に入っていきたいと思いますが、構いませんかね。格段ご意見も無いようですので議案第4号非農地証明願いにつきまして、先程説明があったように原案の通り賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

-----全員挙手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第5号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局

報告第5号農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町下ノ村字小傳割882番、地目は田、農振区分は農用地、面積は4,134㎡の内4,079㎡、貸人、■■■■、借人、■■■■、成立日、解約日は平成30年11月2日、引渡日は平成30年12月31日、解約理由は栽培が困難のためです。

2番、申請地は土佐山田町字浜道ノ西951番2、地目は田、農振区分は農用地、面積は2,839㎡の内2,000㎡、貸人、■■■■、借人、■■■■、成立日、解約日、引渡日ともに平成30年12月31日、解約理由は他での耕作のためです。

3番、申請地は土佐山田町山田字山登85番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,183㎡、貸人、■■■■、借人、■■■■、成立日、解約日は平成30年3月20日、引渡日は平成30年3月31日、解約理由は病気等で労力不足のためです。

以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたが、この件につきまして議案第5号、何かご質問は有りませんか。

1番の栽培困難なためと書いちゅうけんどよ、どういう。

事務局 病気がきたからです。

議 長 生姜に病気が出たがやね、人間じゃないがやね。

事務局 そうです。

議 長 ■■■■■です。作りにくうてじゃなくて、やっぱり病気が出た、場所どの辺、こりやあ、片地の方。

委員(9番) 片地の農面道路の直線の、私が今度■■■さんに借りて。

議 長 耕作放棄地を解消したところよね、はい。

委員(9番) 解消したところの北側。水路を挟んで。

議 長 北側。

委員(9番) 北側。農面道路の。

議 長 ■■■■のハウスの南側か。

委員(9番) そうそう。南側。

議 長 あそこいっつも病気が出よったよね。稲作るのもせんわけか。■■■■はよう稲作りよったわね、いかんところは。もう稲も作らんようになったか。

委員(9番) 最近稲も全然作りやあせんみたいなき、■■■■は。にんにくは作りゆうみたいなき。

議 長 山田もですね、最近生姜に病気が出だしてですね、生姜をあたって作りゆう大田の人なんか山田から他に大分こう逃げていかなあいかんような感じになってきましたね。

2番についてはですね、■■■■君はもう随分前から農業委員会にも来てですね、まだ1年ほど契約がありましたけんど、どうしても辞めたいということですね、再三話がありましたけれども、借りてくれる人と話がうまくいかなかった関係でここまで至りませんでしたけれども、今度■■■さんと合意解約ができて、まだ1年位契約はあると思いますけれども解約に至ったということです。

3番については■■■君の方が病気でということやけんど、私、貸し人の■■■君はですね、ちょっと病気にちゅうことは知っちよったけんど妙に反対やないろうかと思うたけんど、■■■君具合が悪いが。わかりました。何か質問は有りませんか。質問が無ければですね、この件については報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

-----異 疑 な し -----

議 長 それでは、議案第6号香美市農用地利用集積計画の諮問であります、説

明をお願いします。

事務局

議案第6号 経営基盤強化促進法農用地集積計画について補足説明を致します。

はじめに、貸借による利用権設定について説明致します。

議案書7ページをお願い致します。

1番から4番は、[]による[]による貸借事業となります。資料は10～13になります。土佐山田町加茂の農地、香北町下野尻の農地3件5筆、合計で6筆を[]が借入れた後、1番については[]の方が、2番3番4番については、[]が契約することになっております。まとめでの説明ですので。

次に5番になります。新規設定で土佐山田町田の農地を、[]の方が借り受けて、ニラを栽培する予定です。賃借権で期間は15年となります。

続いて6番です。新規設定で土佐山田町山田の農地を、[]が借り受けて、生姜を栽培します。賃借権で期間は5年間です。

7番は、再設定で土佐山田町の農地を、[]が借り受けまして、水稻を栽培します。賃借権で期間は3年です。

同じく8番についても、再設定で土佐山田町岩次の農地を、同じく[]さんが借り受けまして、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年になります。

9番は、新規設定で土佐山田町佐野の農地を、[]の方が借り受けて、生姜を栽培します。賃借権で期間は1年間になります。

10番、再設定で、香北町誦生野の農地を、[]の方が借り受け、ニラを栽培します。使用賃借権で期間は3年間になります。

11番は、再設定で香北町吉野と猪野々の農地を、[]の方が借り受け、水稻と柚子を栽培する予定です。賃借権で期間は10年間となります。

以上です。

議長

これ何て読むの。所在地。これ何て読む。てんという。

事務局

ヲトミでしょう。

議長

ヲトミか。

議長

下モヲトミ、このモはいらんがやないか、下モヲトミやろう、このモはいらんやないか。

局長

字にはようそんな付いてます。下モも上ミも。

事務局

下のヲで、それから。

議長

これこれ、ドモ。

事務局

いります。このカタカナのモがないとしたって読んだりするんでしもと読む時にはこれがつきます。

議長

これ、ヲトミですと、ヲと読むんですと。私もこれ気になっちゃって

事務局

躍り文字じゃないかということで下のヲにもうひとつヲトミについてヲトミという読み方であろうと思います。

議長

すいません、委員さんの[]さんが関係していますので、ちょっと欠席を頂いてですね、先に7番、8番を審議したいと思いますのでよろしくお願いをした

いと思います。

————— 委員退席 —————

議 長 　ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、先に7番、8番について質疑を行いたいと思います。何かご質問は有りませんか。格段無いようですので、すいません、ただ今より採決して、賛成の方の挙手をお願いします。

————— 全 員 挙 手 —————

議 長 　はい、問題ないと思いますので、すいません。

————— 委員着席 —————

議 長 　■■■■君、あの案件、皆さんに賛成を頂きましたのでよろしくをお願いします。

委員（8番） 　はい。

議 長 　それでは続きまして、全部の件につきまして質疑を行いたいと思いますのでご質問がある方はお願いをしたいと思います。何かご質問は有りませんか。公社の案件が最近ちよつとこう出てきだしまして、公社の人に活躍してもらなあいかなと思いますけども、こうして出てくることについてはですね、非常に歓迎しております。何か質問有りませんか。格段質問が無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

————— 異 疑 な し —————

議 長 　それでは議案第6号香美市農用地利用集積計画の諮問であります。原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

————— 全 員 挙 手 —————

議 長 　はい、どうも全員賛成です。有難うございました。それでは続きましてその他の件に入りたいと思いますが、事務局の方から何か。

事 務 局 　特に無いです。

議 長 　特に無いですかね。後の件は全部。

事 務 局 　もう、はい。

議 長 　その他の件についても格段無いようですが、皆さん方から何か有りませんか。ご質問とまた、ご意見があれば。格段無いようですので、ただ今より委員会の会はですね、以上で終りたいと思います。若干休憩をして10分から最適化推進委員の会をしたいと思いますので、よろしくお願いを致します。それでは休憩にします。

閉会（14時07分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 (原)

署名 人 門脇 節夫 (門脇)

署名 人 小松 和啓 (小松)